

文化庁文化審議会著作権分科会  
著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会  
「クラウドサービス等と著作権に関する報告書」について

文化庁文化審議会著作権分科会の「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」（以下「本小委員会」といいます。）は、2月13日、これまで検討してきた審議内容についての報告書を公表しました。

「本小委員会」では主に「クラウドサービス等と著作権」に関し、現行法を改正すべき立法事実の有無等につき審議が行われましたが、同報告書では、ロッカー型クラウドサービスについて法改正を伴う制度整備の必要性は認められないとし、その他のサービスについても法改正を行うに足る明確な立法事実は認められないと結論づけました。

当協会は、「契約により利用の努力を尽くすべき」という原則的な考え方を表明された有識者委員のご見識と、立法事実の有無について丹念に調査された事務局のご努力に、衷心より敬意を表するとともに、**本報告書に示されたこの結論を支持します。**

当協会は「本小委員会」で意見を述べる機会がありませんでしたので、この機会に『**「クラウドサービス等と著作権」に関する当協会の意見**』として、以下の事項に関して意見を表明いたします。

1. 著作権等の権利制限に関する「柔軟性のある規定」導入について
2. 規制改革の名の下での著作権制限について
3. 条約適合性について
4. 諸外国の立法例に関する比較法的検討について

以上